

平成22年第8回(11月)川南町議会臨時会会議録

平成22年11月29日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年11月29日 午前9時00分開会

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について(濱本 義則・河野 幸夫) |
| 日程第4 | 議案第60号 川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第61号 平成22年度川南町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第6 | 発議第 8号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書(案)について |
| 日程第7 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(15名)

1番 林田 幸雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長野 義勝 君	4番 黒木 則人 君
5番 今井 伸二 君	6番 江藤 和利 君
7番 内藤 逸子 君	8番 竹本 修 君
9番 中村 守 君	10番 米山 知子 君
11番 山下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱本 義則 君	14番 河野 幸夫 君
15番 川越 忠明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	-----内野宮 正英 君	副町長	-----蓑原 敏朗 君
教育長	-----佐藤 賢一郎 君	会計管理者・ 会計課長	-----佐藤 むつ子 君
総務課長	-----吉田 一二六 君	総合政策課長	-----諸 橋 司 君
農林水産課長	-----押 川 義 光 君	農村整備課長	-----横 尾 剛 君
建設課長	-----村 井 俊 文 君	上下水道課長	-----河 野 秀 二 君
農業委員会 事務局長	-----高 松 秀 樹 君	教育総務課長	-----永 友 好 典 君
生涯学習課長	-----吉 田 喜 久 吉 君	税務課長	-----篠 原 浩 君
町民課長	-----佐 藤 弘 君	環境対策課長	-----黒 木 秀 一 君
健康福祉課長	-----米 田 正 直 君		

目 次

第1号 (11月29日)

告 示	-----	1
応招議員・不応招議員	-----	1
本日の会議に付した事件	-----	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	-----	3
開 会	-----	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	-----	4
議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決(議案第60号)	-----	4
議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決(議案第61号)	-----	7
発議第8号(意見書)・討論・採決	-----	8
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	-----	10
閉 会	-----	10

川南町告示第163号

平成22年第8回(11月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月24日

川南町長 内野宮 正 英

1 期日 平成22年11月29日

2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(15名)

1番	林田 幸雄 君	2番	徳弘 美津子 君
3番	長野 義勝 君	4番	黒木 則人 君
5番	今井 伸二 君	6番	江藤 和利 君
7番	内藤 逸子 君	8番	竹本 修 君
9番	中村 守 君	10番	米山 知子 君
11番	山下 壽 君	12番	久木野 清人 君
13番	濱本 義則 君	14番	河野 幸夫 君
15番	川越 忠明 君		

○ 不応招議員(なし)

午前9時00分開会

○議長（川越 忠明君） おはようございます。ただ今から平成22年第8回川南町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室に移動願います。

午前9時01分休憩

午前9時30分再開

○議長（川越 忠明君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第 1 「諸般の報告について」

を行います。前回の議会から、本日までの主な事柄及び例月出納検査並びに定期監査の結果については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第 2 「会期の決定について」

を議題とします。お諮りします。本、臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

日程第 3 「会議録署名議員の指名」

を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、【濱本義則】君及び【河野幸夫】君を指名します。

日程第 4 議案第60号 「川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（内野宮 正英君） おはようございます。それでは、議案第60号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に準じて、川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正を行うものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますのでよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川越 忠明君） 補足説明があればこれを許します。

○総務課長（吉田 一二六君） 議案第60号につきまして、その補足説明を申し上げます。国は、民間給与との格差を解消するため月例給について引下げを行うとともに、特に50歳代後半層の格差が拡大傾向にあることを踏まえ、当面の措置としまして、55歳を超える一定職員（職務給6級以上）の給与水準を引き下げることとしています。また、特別給についても、民間の支給割合に見合うよう年間で0.20月分の引き下げが行われることに伴い、川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。

第1条は、川南町一般職の職員の給与に間する条例を一部改正するもので、12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給率をそれぞれ引き下げ、給料表を改定しまして、附則第8項及び第9項から第11項までを改正または追加することで、55歳以上の一定職員の給与水準を引き下げるものでございます。

第2条は、平成23年4月以降に支給される期末手当・勤勉手当の支給率を、第1条の改正後にさらに改正をするものでございます。

第3条は、平成18年の給与改正に伴う現給補償者に対しまして、給料減額措置を講ずるため支給率を改正するものでございます。

第4条は、川南町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正で、期末手当の支給率を改めるものでございます。第6条では教育長について、第8条では議会議員について支給率を同様に改正するものでございます。

第5条は、一般職の場合と同様に平成23年4月以降に支給される特別職の期末手当の支給率を第4条の改正後に更に改正するもので、第7条では教育長について、第9条では議会議員について、同様の改正を行うものでございます。

この条例は、平成22年12月1日から施行し、第2条、第5条、第7条、第9条の規定は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条は、平成22年4月1日から減額するため、規定を整備するものでございます。第3条からは、改正に伴い読み替え規定の整備を行うものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（川越 忠明君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（内藤 逸子君） 今回の改正で、具体的にはどのようなようになるのか、1人当たりの減額額、合計の総額、教えていただきたい。それと、平成11年から引き下げられてきたが、今回も含め、平成11年以降の減額の合計額、1人当たりの平均額、わかれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（吉田 一二六君） 内藤議員のご質問にお答えしたいと思います。平成17年からの総額ということでございますが、平成17年からはちょっと手元に資料を持ってきておりません。今年度の減額につきましては、一般職につきましては1,230万、特別職につきましては86万、約86万ですね、これが減額となっております。それから、一般職の影響額につきましてはですね、1人当たり年約6万4千円ほどになるかというふうに試算はしているところでございます。

○議員（内藤 逸子君） 現在深刻な不況、雇用危機となっているが、この間の公務員労働者の賃下げは、際限のない民間と公務員の賃下げとなっており、デフレを一層進めると考えますけど、町長の考えはいかがでしょうか。それと、人事院の存在意義について、本来労働基本権の代償機関として政治的には中立の立場である人事院は、時の政府の方針にしたがって答申を行っているように感じるが、人事院の評価について町長の見解をうかがいたい。

○町長（内野宮 正英君） 今回、これまでもそうでございますけれども、基本的にはですね、人

事院勧告に沿ってすべての対応をしていると、こういうことで、基本的に組合の方ともですね、そこあたりは合意をいたしておるところでございます。そういうことから、確かに給与がですね、下げられるというのは、こういう情勢の中では問題もあろうかというふうに思っておりますけれども、やはり民間給与との格差問題というのは、これは、国民の理解もえられない問題でございますので、それは受けざるを得ないと、このように思っております。それから、人事院のあり方ということについてであります、一部の町村におきましては、国の状況とそれから県段階での状況等では若干違いがあるんじゃないかという意見が出ております。ということは、国の人事院勧告で行くのか、あるいは県の勧告で行くのかと、そういう議論はあることは事実であります。これは今後のですね、課題かというふうに思っておりますが、そういう意味合いではですね、基本的にはこれまでも国に準じてということで対応いたしてきておりますので、これは双方組合の方とも合意している内容だというふうに理解しておるところでございます。

○議員（内藤 逸子君） 町長のお考えを聞いたんですけど、町長は国に準じるっていうことになるということですか。

○町長（内野宮 正英君） 今までのですね、交渉等の中ではそういうことで行きたいと、こう考えておりますが、先ほど申し上げましたように県の人勧もでございます。こういうこととの関係でどうなるのかというのも1つの課題としてはあるということでございます。

○議長（川越 忠明君） ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終ります。

これから、議案第60号「川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第60号「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」反対の立場から討論します。

町は、人事院勧告を受けて、職員給与に関して、給与月額を平均で0.1%、期末手当・勤勉手当で支給月額を年間で0.2カ月分の引き下げを行うとしています。この給与引き下げに反対する理由の第一は、人事院が本来、果たさなければならない役割を投げ捨てていることです。人事院は、公務員労働者の憲法で保障された労働基本権を制約する代償機関として設けられたものであり、本来、公務員労働者の労働条件の向上に資する役割が求められております。しかし、人事院は、1990年から毎年のように、給与や期末手当の引き下げを勧告し、県もそれに準じ、町にも及んでいます。今回の菅内閣による国家公務員の給与引き下げは、本来、人事院の果たすべき中立性をゆがめてきた、小泉内閣の「総人件費抑制」政策を踏襲し、国家公務員の総人件費2割削減の第1段階として、人件費削減を実行するものに他なりません。第二に、ここ10年以上続けられてきた、公務員労働者の給与や期末手当の引き下げが、公民格差の是正などといいながら、果てしない公務員と民間の賃金引き下げ競争をつくり出している事です。県が人事院勧告どおりに給与削減を実施すると、職員1人当たり年額約8万5千円の減額、全体で、給与・諸手当・共済費などを含めると、約18億円の減額になると試算され、市町村での実施では、9億5千万円の減額になると試算されています。

川南町では、先ほどの回答で、職員1人当たり平均6万4千円ということがいわれました、こうした

人事院勧告に準ずる自治体での給与の引き下げは、職員やその家族の生活にとどまらず、民間労働者の給与やボーナスにも波及して、町民の消費をいっそう冷え込ませることは明らかなです。長期に渡る深刻な不況のなか、しかも、デフレ経済が進行するなかで、こうした賃金引き下げ競争で、一層のデフレスパイラルに陥ることは必至であり、消費低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにはならず、地域経済に極めて大きな影響を及ぼすことは明らかなです。

今こそ、庶民の懐を暖めることが肝心であり、国の責任が大きく問われるものです。したがって、今回の給与等の引き下げ条例改正は認められません。議案60号に反対する討論といたします。

○議長（川越 忠明君） ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第60号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、議案第60号「川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第61号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第6号)」

を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（内野宮 正英君） それでは、議案第61号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。この議案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ537万9千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9,172万5千円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入をご説明申し上げます。県支出金は、緊急雇用創出事業140万1千円を計上いたしました。繰入金は、財源調整のため財政調整基金繰入金678万円を減額するものでございます。

次に歳出について、ご説明申し上げます。労働費の140万1千円は、口蹄疫復興プレミアム商品券発行特別支援事業の事務費として川南町商工会に助成するものでございます。農林水産業費の678万円の減額は、米の戸別所得補償モデル対策交付金事業112万円を計上し、口蹄疫被害復興支援対策費790万円を減額いたしました。

以上、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（川越 忠明君） 補足説明があればこれを許します。

○農林水産課長（押川 義光君） それでは、議案第61号農林水産関係につきまして、補足説明を申し上げます。9、10ページをお願いいたします。6款1項3目19節 負担金補助及び交付金112万円は、口蹄疫の影響を受け、国への申請が大幅に遅れました米の戸別所得補償モデル対策交付金事業に関し、交付金が平成23年3月に一括精算払いとなりましたので、従来12月に8割相当分が交付されていたことを考慮し、農家等の方々が金融機関より交付金交付までの間、資金融通を受けられた分の利子補給を、資金融通をした金融機関に対し行うものです。6款1項6目19節 負担金補助及び交付金790万円の減額は、臨床実験家畜に関する費用が確定いたしましたので減額するものでございます。以上で、補足説明を終わります。

○議長（川越 忠明君） 以上で提案理由及び補足説明を終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから、議案第61号「平成22年度川南町一般会計補正予算（第6号）」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから、議案第61号について、採決します。お諮りします、本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号「平成22年度川南町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 発議第8号「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書（案）について」

を議題とします。朗読は省略します。提出者からの提出理由の説明を求めます。

○議員（竹本 修君） 発議第8号「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書（案）」について、その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書案を朗読して提案理由の説明といたします。

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書（案）

経済グローバル化が進展する中、我が国の対外経済関係の幅を広げ、世界との協調・協力を図っていくことは重要である。

こうした中、国においては、貿易自由化を柱とする環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の交渉に向け、「情報収集を進めながら対応し、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」と明記した「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。TPPは、例外なき関税撤廃を原則とするため、将来本格交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業が破滅的な影響を受けることは明らかである。

農林水産省は、その影響を国内の農林水産業の年間生産額が年間約4兆5,000億円減少するとともに、食料自給率も13%まで低下すると試算しており、本県においても、農業生産額や関連産業の生産額の減少、農業の多面的機能の喪失などで2,975億円の損失があるとされている。

TPPを締結すれば、農林水産業を基幹産業とする本県は深刻な影響を受け、関連産業を含めた雇用環境が更に悪化し、地域経済を著しく冷え込ませる恐れがある。県内に甚大な被害をもたらした口蹄疫からの復興が、ようやく緒についたばかりの中にあっては尚更のことである。

よって、国においては、食の安全・安定供給、食糧自給率の向上、我が国の農林水産業・農山漁村を守るため、TPP交渉に参加することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年11月29日

宮崎県川南町議会議長

以上のおおりにありますので、各議員の賛同を得てご決定をいただきますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（川越 忠明君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから、発議第8号「環太平洋戦略的経済連根協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書(案)について」討論を行います。討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 発議8号「環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書(案)」について、賛成討論いたします。

賛成の理由。第一に、TPP参加は、日本農業に壊滅的な打撃を与え、国民の食の安全と安定的な食料供給を根底から破壊するものです。菅首相はTPP参加と日本農業の再生を「両立させる」と言っていますが、TPPは例外なしの関税撤廃であり、「両立」はあり得ません。関税を撤廃すれば、日本の食料自給率は14%まで低下し、米の自給率は1割以下になってしまいます。

11月10日の宮崎日日新聞では、TPP参加の影響で宮崎県では2,975億円、2008年度の約半分の農業算出額が消失するとの報道もありました。牛肉は72.8%減、豚肉は78.8%減。これだけ減ればどうなるのでしょうか。わが町川南の農家にどうしろと言うのか。まさに死活問題です。

第二に、TPP参加で利益を得るのはごく一握りの輸出大企業だけです。その一握りの利益のために、地域経済を支え、関連産業を支え、雇用を支え、国土と環境を守る、かけがえのない役割を果たしている農林漁業を、犠牲にしてよいわけがありません。だから全国各地の経済界からも「ノー」の声があがっているのです。

また政府自身も雇用について、TPPに参加しない場合の雇用減は81万人、一方参加した場合、その4倍以上の340万人の雇用が減少する試算をしています。TPP参加は、深刻な雇用破壊をさらに速めるばかりです。

第三に、自国の食料のあり方は、その国で決めるという「食料主権」にかかわって、その権利を保障するルールこそが、いま日本にも、国際社会にも求められています。そういう時に、TPP参加にむけて走り出す政府の姿勢は厳しく批判されなければなりません。

以上、TPP参加断固反対の立場から、今回提案されている「意見書」は、当然の主張・要望であり、賛同できる一致点です。基幹産業の農業を守り、地域経済を守り、関連産業をまもるため力をつくす決意を述べて、賛成討論を終ります。

○議長（川越 忠明君） ほかに討論はありませんか。これで討論を終ります。

これから発議第8号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のおおりに決定することに、

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号「環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書(案)について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第 7 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」
を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成22年・第8回川南町議会臨時会を閉会します。おつかれさまでした。

午前10時01分閉会
